

6/28 月曜日

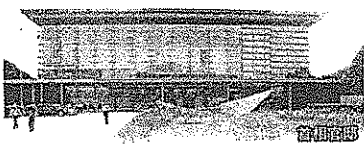
災害 緊急事態条項は必要?

憲法

現場から考える
2016 参院選

下

熊本を最初の「震度7」が襲った翌日の4月15日。菅義偉官房長官は記者会見で問われて答えた。「国民の安全を守るために、国家や国民がどのような役割を果たすべきかを憲法にどう位置づけるかは、極めて重大な課題だ」



すでに現行法にある(緊急事態)規定

- 災害対策基本法
国会を開けない時、生活必需品の配給や物価を決める政令を制定
- 大規模地震対策特別措置法
自治体の首長やNHKなどの指定公共機関へ必要な指示
- 原子力災害対策特別措置法
自治体の首長に、住民避難をさせるよう指示
- 警察法
警察を一時的に統制し、警察庁長官を直接指揮
- 国防保護法
都道府県知事に、武力攻撃に対処するための措置を指示



自衛隊員がおにぎりを作っているそばで、整然と並ぶ人たち=4月、熊本県益城町

戦争や内乱の際に、国が非常措置を取るための「緊急事態条項」に触れた発言だ。自民党は東日本大震災後の2012年に作った憲法改正草案でこの規定を盛り込み、緊急事態を宣言する条件の一つに「地震等による大規模な自然災害」も挙げた。4月下旬には、改憲を求める人たちの集会で「条項があったら熊本でももっと対処できた」といった発言が出た。

緊急事態条項の必要性について、熊本県内の被災地の受け止めはどうか。国のリーダーシップで「初動対応を充実させるべきだ」といった肯定的な受け止めがある一方、南阿蘇村の長野敏也村長は「災害対策基本法で規定すれば大丈夫」とし、「不要」とみている。震度7に2度襲われた益城町の西村博則町長も「人命救助や復旧で、条項がなくても支障は感じなかった」としている。

南小国町の高橋周二町長は緊急事態条項を設けることについて「必ずしも不要」と考えないとしながら、「地域によって被害の実情は異なり、一律の指示ではかえって混乱する可能性がある」と指摘する。

犠牲者の約8割が建物の倒壊などによる「圧死」とされた1995年の阪神大震災。自らも被災した弁護士日弁連が東日本大震災の士の水井幸寿さん(60)に日本弁護士連合会の元災害復興支援委員会委員長は「耐震補強で防げた命が多かった。緊急事態条項が当時あり、国に権力を集中させていたとして何ができたといえるのか」と疑問を投げかけた。

被災自治体を対象にした昨年の調査では、財産権とがれき処理との関係で自治体が「憲法が災害対応の障害になった」と答えたという。

この問題は、市町村長に及れき撤去の権限を与えてある災害対策基本法64条の適用でクリアできるとする永井さん。災害救助法や警察法などでも首相や知事

事らの権限強化が可能だとを踏まえ、「災害対応は憲法の話ではない。法律をどう使うかの問題」と話す。(佐々木康之、宮山大樹)

- Q 「緊急事態条項」ってなに?
A 戦争やテロ、大規模災害など非常事態が起きた際に、その対応のために政府に強い権限を与える法的な規定のことだ。
- Q いまの憲法にはあるの?
A ない。自民党は東日本大震災後の2012年に発表した憲法改正草案に盛り込み「震災における政府(臨時)の民主党政権の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを憲法上明確に規定した」「外国の憲法でもほとんどの国で盛り込まれている」と説明している。
- Q 具体的にはどんな内容なの?
A 首相が緊急事態を宣言すれば、①内閣は法律と同効力の政令を制定でき、②国民の生命・財産を守るための国などの指示にだれもが従わなければならない、③国会議員の任期も延長できる、というものだ。
- これに対して、学者や弁護士などからは「いまある法律で十分対応可能で、憲法に新設する必要はない」との指摘が出ている。
- Q 自民党はどう説明しているの?

非常時想定 政府に強い権限

- A 災害対策基本法などにも規定があることを踏まえ、「必ずしも憲法上の根拠が必要ではないが、根拠があることが望ましい」と考えた」としている。
- ただ、福島県浪江町の馬場有町長は「災害時に人命を救うのは、緊急事態条項ではなく情報だ」と話す。11年3月、原発の状況を伝える情報があったにもかかわらず、結果的に放射線量が高い地区に住民を避難させてしまったことを悔む。
- Q 法律ではなく憲法に書き込むことで、何か問題があるの?
A 緊急事態条項の本質は、権力分立と人権保障を定めた憲法の原則に例外措置を設けること。災害だけでなく、戦争や内乱なども広く対象となり、乱用されれば独裁につながる危険をはらんでいる。反対している人の懸念もここにある。
- Q 乱用されたことは?
A 戦前のドイツのワイマール憲法には大統領が緊急命令を発布できる条文があり、これが乱用された結果ナチス独裁への道を開いたとされる。(石川智也)